

令和元年台風15号・19号・10/25の大雨の被害に対する県の金融支援

～中小企業者の皆様へ～

☆県制度融資（セーフティネット資金）利用について☆

千葉県では、台風15号、19号及び10月25日の大雨で被災された中小企業者の皆様の設備復旧等の資金繰りを支援するため、県制度融資のセーフティネット資金の利用枠を設けています。

利用にあたりましては、最寄りの取扱銀行（注1）に相談・申し込みを行うこととなります。

注1 取扱金融機関

（地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター

（信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北

（信用組合）房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀

（都市銀行）みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな

（信託銀行）三井住友

（中小企業専門金融機関）商工組合中央金庫

県制度融資のセーフティネット資金について

被災された中小企業者の皆様が利用できる県制度融資のセーフティネット資金は以下のものです。

- ・千葉県内全域
 - ・災害救助法の適用地域（注2）
 - ・激甚災害の対象地域（注3）
- ・・・セーフティネット資金（一般枠）
・・・セーフティネット資金（市町村認定枠）
・・・セーフティネット資金（激甚災害枠）
- 併用可能です。

県制度融資のセーフティネット資金の概要について

セーフティネット資金の概要は以下のとおりです。市町村認定枠は、災害の影響に関連する売上の減少を要件とするものであり、停電による在庫品の棄損や物流の停滞による被害などの間接被害にも充当できます。

項目	セーフティネット資金（一般枠）	セーフティネット資金（一般枠以外）	
		（市町村認定枠）	（激甚災害枠）
対象地域	千葉県内全域 15号、19号、大雨	災害救助法の適用地域（注2） 15号、19号	激甚災害の対象地域（注3） 15号、19号、大雨
要件	直接被害を受けた中小企業者 ⇒ 罹災証明書 （又はそれに準じるもの）が必要	①指定地域で1年以上継続して事業を行っていること ②災害の影響を受けた後、1カ月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2カ月も同様の見込であること ⇒ ①及び②の認定を市町村長から受けることが必要	直接被害を受けた中小企業者 ⇒ 罹災証明書が必要
資金使途	運転資金及び設備投資	運転資金及び設備投資	運転資金及び設備投資
融資限度額	8,000万円	8,000万円 （一般枠と別枠）	8,000万円 （一般枠、市町村認定枠と別枠）
金利	1.1%～1.7% （融資期間により異なる）	1.0%～1.4% （融資期間により異なる）	1.0%～1.4% （融資期間により異なる）

項目	セーフティネット資金（一般枠）	セーフティネット資金（一般枠以外）	
		（市町村認定枠）	（激甚災害枠）
融資期間	設備：10年以内（据置1年以内） 運転：7年以内（据置1年以内）	設備：10年以内（据置1年以内） 運転：7年以内（据置1年以内）	設備：10年以内（据置1年以内） 運転：7年以内（据置1年以内）
保証料	0.4%～1.85% 小規模事業者には、保証料率 1.15%を超える部分に補助あり	0.75%	0.75%
取扱期間	～令和2年3月31日 (15号・19号・大雨)	～令和元年12月29日(15号) ～令和2年2月11日(19号)	～令和2年4月16日(15号) ～令和2年4月30日(19号・大雨)

注2 災害救助法の適用市町村（25市15町1村） …台風15号、19号の被害に適用

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

注3 激甚災害対象地域

安房郡鋸南町 …台風15号に適用

千葉県全域 …台風19号、10/25の大雨に適用

◎事業の詳細やご不明な点については、千葉県経営支援課にご相談ください。

問合せ先：千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL:043-223-2707

FAX:043-227-4757

E-mail:keiei1@mz.pref.chiba.lg.jp